

建物共済ご加入の皆さまへ— NOSAI からのご提案です。

住まいる
火災共済／総合共済

共済金額は

**再取得に必要な価額(共済価額)
いっぱいまでのご加入
をおすすめします。**

お支払いする共済金は加入割合に応じてのお支払いとなります。

加入割合とは…

加入金額(共済金額)
再取得に必要な価額(共済価額)

例えば…

3,000万円の住宅が
火災により
修理にかかった費用が
300万円となった場合



加入金額(共済金額): 1,500万円
(加入割合が50%)の場合

お支払い金額 **1,875,000円**

加入金額(共済金額): 2,400万円
(加入割合が80%)の場合

お支払い金額 **3,000,000円**

満額のお支払い

※お支払い金額＝
修理にかかった費用の額×加入金額(共済金額)/共済価額の80%

／ わずかな掛金で大きな補償を実現します。 ／

■加入金額(共済金額)1,000万円あたりの掛金

物件別	普通物件			特殊物件一般		
	住宅、アパート、マンション、農作業場、納屋、倉庫、 集会場または公民館(100坪以内) など			店舗、併用住宅、民宿、旅館、神社、寺院、事務所 など		
構造	一般造	耐火造A	耐火造B	一般造	耐火造A	耐火造B
火災共済	6,900円	2,400円	4,300円	11,800円	2,600円	6,600円
総合共済	21,900円	18,400円	19,900円	25,700円	18,500円	21,700円

*掛金は年額です。
*耐火構造について
【耐火造A】コンクリート造で外壁、屋根、小屋組、床のすべてがコンクリートの建物
【耐火造B】鉄骨造(柱、はり、小屋組、棟木、母屋が鉄骨で組み立てられた建物)で、外壁のすべてが不燃材料で造られたもの

【注】他保険(共済)にも加入がある場合は、他保険(共済)加入額を考慮の上ご検討ください。

— 「火災共済」のみにご加入の皆さまへ —

「総合共済」は雪害や地震なども補償します。

近年、自然災害が増加しています。補償額拡充だけでなく総合共済へのご加入もぜひご検討ください。



地震



噴火



風害



水害



雪害



その他の自然災害

「特約」を付ければ補償はさらに充実!

小損害実損填補特約

【特約の加入要件】

共済金額1,000万円以上ご加入されている建物

共済事故が発生したときの損害額に対し、令和7年10月より30万円または50万円のいずれか選択した額まで、**損害額と同額を補償**できるようになりました。

例えば…

落雷事故により、家電製品に50万円の損害が発生
3,000万円の住宅に1,000万円で加入の場合



特約なし

【支払共済金】

20.8万円 $\left(50万円 \times \frac{1,000万円}{3,000万円 \times 80\%} \right)$

小損害実損填補特約
(30万円)

30万円

小損害実損填補特約
(50万円)

50万円

損害額を限度に
補償します!

特約に伴う追加の掛金は共済金額に関係なく、30万円だと火災共済が500円、総合共済が1,490円、50万円だと火災共済が700円、総合共済が2,500円となります。

*ただし、地震、噴火等の事故による場合や、自然災害による共済事故でも損害額が1万円未満の場合、この特約に掛かる共済金をお支払いすることができません。

臨時費用担保特約

損害に伴う臨時の費用として、最高30% (1回の事故につき1建物ごとに250万円) を限度に、**損害共済金にプラスしてお支払い**します。

例えば…

臨時費用担保特約30%を付けた
加入建物が火災事故 (一部損害)
に遭い、損害共済金が500万円
だった場合

【損害共済金】

500万円

【臨時費用共済金】

150万円

(500万円×30%)

= 650万円

給付割合は、30%、20%、10%から選択できます。

選択した割合に応じた掛金率が適用されます。(例えば、普通物件一般造、共済金額1,000万円、火災共済に加入の場合、掛金は基本契約のみの場合は6,900円、臨時費用担保特約20%付きの場合は7,900円となります。)

*ただし、地震・噴火等の事故による損害の場合、臨時費用共済金のお支払いはできません。

*小損害実損填補特約と他の特約をあわせて付帯する場合、掛金が変わる場合があります。

NOSAI長野からのお願い

◎ご加入された建物の取り壊し、増改築、その他加入申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかにお近くの支所へご連絡ください。

◎建物共済の対象としている建物や家具類等でNOSAI以外の共済・保険等に加入している場合はお申し出ください。

◎「損害保険が使える」と言って勧誘する業者が現れた場合には、必ず事前にNOSAIへご相談ください。高額な修理料金・解約料を請求されるなどのトラブルが増えていきます。共済金の支払い対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

◎被害が発生した場合は、**遅滞なく「被害申告」をお願いします**。事故通知が遅れ、事故・損害の確定ができない場合は、共済金のお支払いができなくなる場合があります。

